

仕様書

1 業務名

清田中央まちづくりセンター保全リニューアル工事に伴う一時移転業務

2 適用範囲

本仕様書は、清田中央まちづくりセンター保全リニューアル工事に伴い、清田中央まちづくりセンターの一時移転に係る以下の作業を行う。

(1) 第一次作業

現事務所から仮事務所への移転並びにそれらに付随する作業を行う。

(2) 第二次作業

保全リニューアル工事完了後に、仮事務所から現事務所への復旧移転並びにそれらに付随する作業を行う。

3 履行場所

札幌市清田区市民部清田中央まちづくりセンター

(現事務所住所：札幌市清田区清田 6 条 2 丁目 10-1)

(仮事務所住所：札幌市清田区清田 5 条 2 丁目 33-2 3 階)

4 担当

札幌市清田区市民部地域振興課 担当 松井 TEL 011-889-2024

5 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)までとする。

ただし、本業務は第一次作業と第二次作業に分かれるため、履行期間をそれぞれ以下のとおりとする。

(1) 第一次作業契約締結日から令和 7 年 8 月 29 日(金)まで

なお、仮事務所への移転日は令和 7 年 7 月 26 日(土)～令和 7 年 7 月 27 日(日)を予定しているため、この日程で対応できるよう調整すること。移転予定日より前に作業等が必要な場合は委託者と協議すること。

(2) 第二次作業復旧移転可能日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

復旧移転可能日は 3 月中下旬の予定であり、作業開始日の設定にあたって

は、委託者と調整すること。

6 提出書類

契約締結後、次表に定める書類をそれぞれの提出期限までに委託者に提出すること。ただし、図面（番号3、4、6）は手書き不可とし、業務完了届（番号7）は札幌市所定の様式で作成すること。

番号	書類	部数	提出期限
1	業務責任者指定通知書（※1）	1部	契約締結日から1週間後
2	業務実施工程表（30分単位） * 第一次作業、第二次作業	2部	第一次作業：契約締結日から1週間後 第二次作業：作業開始1週間前
3	現状図及び移転先の新レイアウト図 * 第一次作業、第二次作業	1部	第一次作業：契約締結日から1週間後 第二次作業：作業開始1週間前
4	レイアウトナンバリング図面 * 第一次作業、第二次作業	2部	第一次作業：契約締結日から1週間後 第二次作業：作業開始1週間前
5	作業手順書 * 第一次作業、第二次作業	1部	第一次作業：契約締結日から1週間後 第二次作業：作業開始1週間前
6	移転先レイアウト完成図面（電気コンセント配置図・電話・LAN配線経路図） * 第一次作業、第二次作業	2部	各作業完了後ただちに
7	業務完了届 * 第一次作業、第二次作業	1部	各作業完了後ただちに

委託者と調整を行う現場責任者、OA 機器等の移設作業の管理を行うネットワーク責任者を定め、委託者に文書で通知すること。文書には、受託者の所在地、代表者氏名及び本業務名並びに現場責任者及びネットワーク責任者の氏名を必ず記載すること。なお、本業務には、セキュリティを考慮した運用及び個人情報保護に関する資格（※1）及び、オフィス環境整備等についての適正化に関する資格保有者（※2）を常に従事させること。ただし、困難な場合は資格を所有する者から支援を受けられるような体制を整備すること。資格

者は、業務責任者指定通知書に有資格者である旨を記載し、認定証のコピーを添付すること。

※1 個人情報保護士（財団法人全日本情報学習振興協会）

※2 認定ファシリティマネジャー資格（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会）

7 業務内容

委託者の監督のもと、以下のとおり一時移転業務を行う。

- (1) 現状図及び移転先の新レイアウト図の作成、レイアウトナンバリング図面の作成受託者は、委託者と十分な調整を行い、市民の利便性、職員の公務能率、セキュリティ及び安全性（耐震、床耐荷重）、適正な配置（電源、0A機器、通信機器）について配慮した上で現状図及び移転先の新レイアウト図を作成し、委託者へ説明すること。このとき、電気・電話・LANすべての配線プランについても説明すること。

すべての移動備品に事前にナンバリングを行い、それに基づいてレイアウトナンバリング図面を作成し提出すること。なお、0A機器については、接続の方法も記載すること。

- (2) 書類・什器備品等の移動書類の箱詰め作業は委託者が行い、搬送作業は受託者が行うものとする。

その際に必要な段ボール（規格段ボールNo.6、No.7）及びその他資材（シール・テープ）については受託者が調達し、委託者が指定する期日までに指定する場所へ配送すること。

書類・什器備品等は、事前に委託者と打ち合わせの上、レイアウトナンバリング図面に基づき配置すること。段ボール等は、指定ナンバーの什器備品の側に配置すること。

書庫等は連結するなどの耐震施工を行うこと。ただし、建物への過剰なビス打ち等、原状回復が困難になる施工は行わないこと。

仮移転先へ搬入しない什器備品等（別紙1参照）は、委託者指定場所（現清田中央まちづくりセンター建物内）にブルーシートを敷設し、その上に設置すること。また、設置後は什器備品等をブルーシートで覆って保護すること。なお、ブルーシートは受託者が調達し、復旧移転の際は、使用したブ

ルーシートを撤去すること。

什器備品等の搬出入の際は必ず建物への養生を行うこと。

本業務に係る作業により建物を著しく傷つけた場合は、受託者において速やかに修復すること。

- (3) 電気工事移転先の電気容量を事前に確認し、既設容量内で運用すること。移転先の新レイアウト図に基づき、必要な配線（敷設・調整）を行うこと。仮事務所における配線はモール処理を原則とし、仮事務所内での往来に支障をきたさないようにすること。また、OAタップ、延長ケーブルは既存品の使用を原則とするが、不足があるときや受託者が必要と判断するときは、新品に変更することも可能とする。ただし、調達費用は受託者の負担とする。

復旧移転の際は、事前に委託者と打ち合わせの上、本業務において敷設した仮事務所の配線を撤去すること。

〈留意事項〉

室内にカーペットを敷設予定なのでカーペット用のモールにて敷設すること。

- (4) 電話工事

移転先の新レイアウト図に基づき、必要な配線（敷設・調整）を行うこと。また、電話機及びファックスの外線接続確認を行うこと。

回線種別を事前に確認し、間違いのないよう配線を行うこと。また、回線の移設費用は受託者が負担すること。

配線はモール処理を原則とし、仮事務所内での往来に支障をきたさないようにすること。復旧移転の際は、事前に委託者と打ち合わせの上、本業務において敷設した仮事務所の配線を撤去すること。

〈留意事項〉

室内にカーペットを敷設予定なのでカーペット用のモールにて敷設すること。

- (5) OA機器の移設（LAN配線等を含む）

専門技術者による実施体制を整えた上で、移転先の新レイアウト図に基づき、配線及び移設を行うこと。

配線はモール処理を原則とし、仮事務所内での往来に支障をきたさない

ようにすること。また、LAN ケーブルは既存品の使用を原則とするが、不足があるときや受託者が必要と判断するときは、新品に変更することも可能とする。ただし、調達費用は受託者の負担とする。

OA機器は複合機1台、PC4台、プリンター3台、印刷機1台、スキャナー1台の計10台程度とする。搬出入の際はOA機器を傷つけることのないよう梱包すること。ただし、梱包資材の調達費用は受託者の負担とする。

移設後は、札幌市イントラネットの接続確認を行うこと。プリンターについては、印刷テストを行うこと。

復旧移転の際は、事前に委託者と打ち合わせの上、本業務において敷設した仮事務所のLAN ケーブルを撤去すること。

<留意事項>

室内にカーペットを敷設予定なのでカーペット用のモールにて敷設すること。

(6) 不要物品、不要部材の撤去

業務中に発生した残材や不要部材等については、委託者からの指示に従い、法令に基づいて引取処理を行うこと。

(7) 仮移転先の床養生

仮移転先事務室等に12mm厚のコンパネを敷設し、その上にNT-350シリーズと同等以上のタイルカーペットを敷設すること。

室内5部屋程度を範囲とし、敷設方法と範囲は事前に下見した上で決定すること(別紙2参照)。

(8) サイン設置

ア 委託者指定の文字をインクジェット出力し、アルミ複合板に貼りつけ、仮事務所入口2か所のドアに設置すること。アルミ複合板のサイズはW700×H150程度とし、字体は委託者と別途打ち合わせの上、決定すること。

イ 入り口付近の柱に委託者指定のサインを設置すること。設置個所は屋外のため、設置するサインは、屋外に対応する部材で作成すること。サインの詳細は別途打ち合わせの上、決定すること。

ウ 階段踊り場1か所にA3サイズのサインスタンドを設置すること。サインの詳細は別途打ち合わせの上、決定すること。

<留意事項>

復旧移転の際には、跡を残さないようにサインを撤去すること。

9 札幌市環境マネジメントシステムへの協力

札幌市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。特に環境法令等は必ず遵守すること。

10 札幌市個人情報保護条例

受託者は業務を遂行する際に個人情報の取り扱いについて、札幌市個人情報保護法令の規定を準用し、適正に取り扱うものとする。

11 契約金額の支払について

本業務は、第一次作業と第二次作業に分かれるため、委託者は各作業完了後に検査を行い、合格したときは、以下に定める期間ごとの契約金額を支払うものとする。

第一次作業 契約締結日から令和7年8月29日(金)まで

契約金額の1/2 (円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

第二次作業 復旧移転可能日から令和8年3月31日(火)まで

契約金額から上記支払い額を差し引いた金額

12 その他

- (1) 入札前に委託者と打ち合わせの上で作業現場等の事前調査を十分に行い、適正な作業計画を検討のうえ見積を行うこと。
- (2) 本業務については、作業内容が多岐に渡るため、履行にあたっては各種関係法令を確認、遵守するとともに、工程管理等を正確に行い、委託者の指示に従って適正に履行すること。
- (3) 履行にあたっては、安全衛生管理、作業場所の養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。
- (4) 当該業務を行う事業所がプライバシーマークまたはISMS (ISO/IEC27001)を取得していること。
- (5) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障、破損、事故

等は、受託者の責任において処理すること。

- (6) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (8) 業務完了届提出後の検査実施日から1年以内に本業務履行不備による不具合が生じた場合は、受託者の負担で対応すること。